「細則2-9 急速充電設備の監視等に係る自主保安基準」の解説

急速充電設備は、電気自動車を充電するための設備です。平成24年国通知により、給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の安全対策等が示されました。

当該通知を受け、急速充電設備を設置する給油取扱所は、急速充電設備の監視体制及び勤務員の教育等の基準である細則2-9を定める必要があります。

関係通知: 【平成 24. 3.16 消防危 77】

細則2-9 急速充電設備の監視等に係る自主保安基準

定める必要がある施設

電気自動車に充電する設備(以下「急速充電設備」という。)を 設置する給油取扱所

第1 総則

当所の急速充電設備の監視等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「急速 充電設備の監視等に係る基準」に基づき行うものとする。

第2 急速充電設備の監視等に係る基準

- 1 所長は、急速充電設備の使用状況を監視するため、危険物保安監督者を監視責任者とする監視体制を整備するものとする。
- 2 監視は、努めて危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとで行うものとする。
- 3 監視責任者及び監視を行う勤務員は、急速充電設備の使用状況を監視し、必要があれば 顧客等に指示を与えるものとする。
- 4 急速充電設備は、監視責任者の指示・確認のもと、定期的に必要な点検及び検査を行うものとする。
- 5 4の点検及び検査により異常が発見された場合は、監視責任者が、急速充電設備の使用を中止する等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 所長は、4の点検及び検査の実施記録を整備し、3年間保管するものとする。
- 7 所長は、勤務員に対し、次の内容を教育するものとする。
 - (1) 急速充電設備の取扱い及び監視方法
 - (2) 急速充電設備の点検及び検査方法
 - (3) 急速充電設備の点検及び検査の記録方法
 - (4) 急速充電設備の異常時対応下順等

8 その他

急速充電設備の電源を緊急に遮断する装置(以下「緊急遮断装置」という。)を設ける場合、その操作方法等については、次によるものとする。

- (1) 監視を行う勤務員は、火災又は危険物の流出等が発生した時は、直ちに急速充電設備の緊急遮断装置を作動させるとともに、急速充電設備の使用を中止するものとする。
- (2) 監視を行う勤務員は、急速充電設備の緊急遮断装置を作動させた場合、監視責任者に報告するものとする。
- (3) 報告を受けた監視責任者はその状況を確認し、安全が確認されるまでは、急速充電設備等の使用を中止するものとする。
- [4] 監視責任者は、緊急遮断装置の作動及び急速充電設備の使用中止等について、所長に 報告するものとする。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

緊急遮断装置を設ける場合は、(1) ~(5)の内容を予防規程に定めてくだ さい。

(5) 監督責任者は、7の内容に加えて緊急遮断装置の操作方法等について全勤務員(アル
バイト等を含む。) に教育するものとする。